

平成 30 年度第 2 回埼玉県肝炎対策協議会議事録

- 1 日 時 平成 30 年 9 月 12 日（水） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分
- 2 会 場 埼玉教育会館 104 号室（1 階）
- 3 出席者 湯澤委員 持田委員 渡辺委員 原委員 天辰委員 奥山委員 中山委員 芦村委員
（傍聴者：11 名）
- 4 議 事

（1）肝炎対策推進事業の実施状況について

ア 肝炎ウイルス検査の実施状況

- 事務局から資料 1 に基づき肝炎ウイルス検査の実施状況を説明。

【協議内容】

- 持田委員 今年度も所沢市は肝炎ウイルス検診を実施していないのか。県からは実施の働きかけをしているのか。
- 事務局 所沢市は今年度も肝炎ウイルス検診を実施していない。県からは、毎年所沢市を訪問し、肝炎ウイルス検診の必要性の説明と、実施依頼を行っているところである。市の担当部署は事業の必要性を理解しているが、財政部門との折り合いがなかなかつかず、予算が確保できないため、実施に至っていないと聞いている。
- 渡辺委員 予算の問題ということだが、小さい市町村でも実施できているのだから、別の要因があるのではないか。
- 持田委員 1,000 円以上の自己負担で肝炎ウイルス検診を実施している自治体もある。予算は未実施の理由にならないのではないか。
- 事務局 所沢市の担当職員は、市民のために肝炎ウイルス検診を実施したいと考えているが、財政部門には「市町村の肝炎ウイルス検診の対象とならない者が県の肝炎ウイルス検査の対象になるのであれば、県の制度を積極的に勧めればいいのではないか」ということを言われていると聞いている。
- 渡辺委員 所沢市は、肝炎対策基本法の趣旨を理解していないのではないか。調べたところによると、基本法とは、国の制度、政策に関する理念や基本方針が示されているもので、それに沿った措置を講ずべき行政を指導する役割がある重要なものである。市民の健康をきちんと考えていないように思われる。
- 持田委員 県は、自己負担をお願いしている自治体があることを所沢市に伝えているのか。肝炎ウイルス検査のみを目的に県の委託医療機関を受診するのはハードルが高い。市の検診を受ける際に肝炎ウイルス検診も受診できれば、有料であっても利便性が非常に高く、検査件数が増えると考えられる。財政事情の許す範囲で市が負担し、自己負担を市民にお願いする、という方式も含めて所沢市に伝えているか。
- 事務局 所沢市には、自己負担を取っている市もあるということを伝えている。その他、市町村の肝炎ウイルス検診は市民の健康づくりを目的として行うもので、感染症予防を目的として実施している県の事業とは意味合いが異なるということも伝えている。引き続き、実施のお願いをしていきたいと考えている。

- 渡辺委員 肝炎対策協議会の委員に、所沢市も入れたらどうか。
- 事務局 所沢市の現場の職員は、肝炎ウイルス検診の必要性を承知している。今年の彩の国だより 7 月号には、肝炎ウイルス検査を勧奨する記事を掲載した。その記事では、「検査は、各市町村が実施している他、県が委託した医療機関でも実施しています。」という一文の注釈として、「※所沢市は除く」と記載している。発行前に所沢市には伝えてあり、市の保健センターには了承してもらっている。
- 渡辺委員 肝炎ウイルス検査の実績は、県の目標値と比較してどうか。目標は達成しているのか。
- 事務局 平成 29 年 4 月 1 日に策定した肝炎対策推指針では、検査件数の目標値ではなく、「肝炎ウイルス検査を受けたことがある県民の割合を平成 33 年度までに 70%にする」という目標を掲げている。ただし、平成 24 年度～平成 28 年度までの肝炎対策推進指針においては、件数の目標を掲げていた。それは「県保健所及び県委託医療機関での件数を 5 年間で 20,000 件にする」というものであり、実績値は 24,195 件と、目標を達成している。
- 奥山会長 所沢市は、財政の状況が大きな要因で実施に至っていないと思われるが、この事業に限らず、政策は各市町村の実情に応じて実施している。所沢市への働きかけは、引き続き事務局から粘り強く行っていってもらいたい。

イ ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施状況

- 事務局から資料 2 に基づき、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施状況を説明。

【協議内容】

- 持田委員 市町村で実施しているフォローアップ事業について、治療に結びついた件数は把握しているか。
- 事務局 県が市町村に対して照会している項目には、治療に結びついた件数までは入れていないため、県としては把握していない。来年度からは、同意者数に加え、専門医療機関の受診を確認できた件数も照会したいと考えている。
- 持田委員 県からの委託を受けて埼玉医科大学病院（肝臓病相談センター）でフォローアップを実施している肝炎ウイルス陽性者には、かかりつけ医に「肝機能に問題がないので治療は不要」と言われて専門医療機関を未受診の場合があると肝臓病相談センターから聞いている。かかりつけ医の教育も必要であるが、まず、県だけでなく市町村のフォローアップについての実態もはっきりさせてもらいたい。場合によっては、医師にも連絡して、治療の必要性を説明する必要がある。自治体から医師への介入が困難であれば、肝臓病相談センターからアプローチしてもよい。
- 事務局 資料 2-2 でご説明したとおり、今年度は市町村を対象にフォローアップ事業についての研修会を実施し、講師の是永先生から、「まずは同意率を高めること、そして受診や受療に結びついた者の割合を把握すること」の重要性を市町村に話していただいた。来年度からは、市町村でフォローアップしている方の受診率も県として把握していきたい。

(2) 埼玉県肝炎治療医療費助成制度の取組について

- 事務局から資料 3 に基づき埼玉県肝炎治療医療費助成制度の取組状況を説明。

(3) 職域検査促進事業の実施状況について

- 事務局より職域検査促進事業の実施状況を説明。

【協議内容】

- 持田委員 今年度からは、協会けんぽが陽性者に対してフォローアップを実施するとのことだが、具体的にはどういう流れか。
- 事務局 陽性者には、レセプトから医療機関の受診状況等を把握し、専門医療機関未受診者に対して個別に通知をするという流れである。
- 持田委員 協会けんぽが肝炎ウイルス検査の結果を把握しているということか。
- 事務局 協会けんぽが検診の実施主体であるため、肝炎ウイルス検査の結果についても把握していると聞いている。
- 持田委員 肝炎ウイルス検査の結果は個人情報であるため、保険者が結果を知っているというのは問題があるのではないか。厚生労働省から「HBV、HCVの結果については、HIVと同様、プライバシーに配慮するように」といった趣旨の通知が出ており、保険者や事業主は結果を把握してはいけないこととなっている。
- 事務局 事業主は結果を把握していない。保険者が結果を把握しフォローアップすることについては、既に他の支部で実施しており、問題ないと思われるが、改めて根拠等を確認する。

保険者が実施する肝炎ウイルス検査の結果に基づく受診勧奨について（確認）

平成 23 年 7 月 28 日健発 0728 第 1 号厚生労働省健康局長、基発 0728 第 1 号労働基準局長、職発 0728 第 1 号職業安定局長の連名による事業主団体及び関係団体宛通知において、「本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮することと」とされている。

協会けんぽが実施する肝炎ウイルス検査の申込書には、「この検査結果は、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導（特定保健指導を含む）・健康相談並びに個人が識別されない方法での統計・調査研究に限り使われます。」との記載があり、当該記載に本人が同意した上で申し込んでいるため、保険者が検査結果を把握することは問題ないと考えられる。

なお、厚生労働省からは「保険者が実施する肝炎ウイルス検査の結果に基づく受診勧奨については、被保険者の同意を得て行われるものである限り、被保険者のプライバシー保護に反するものではない。」との回答を得た。

(4) 肝炎コーディネーターの養成について

- 事務局から資料 4 に基づき肝炎コーディネーターの養成について説明。

【協議内容】

- 渡辺委員 新たに「埼玉県肝炎医療コーディネーター」と「埼玉県肝炎地域コーディネーター」を

養成するとのことだが、今までの「埼玉県肝炎コーディネーター」の養成制度に問題やトラブルがあったということか。あるいは、肝炎コーディネーターから何か要望があったのか。

事務局 トラブルや要望があったということではない。今まで養成してきた肝炎コーディネーターは、ほとんどが医療機関で勤務している方であり、病院に通院している方、つまりは既に受診や受療に結びついている患者に対して案内等をしていただいているところである。

それに対して、現状では職域や行政機関における肝炎コーディネーターの養成がなかなか進んでいないが、職域や行政機関では、肝炎ウイルス検査未受検者に対して受検の勧奨を行う等、医療機関に勤務する肝炎コーディネーターとは異なる役割がある。

平成 29 年 4 月に、厚生労働省から発出されたコーディネーターに関する通知にも、「配置場所や職種などに応じて、肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し（中略）都道府県が肝炎対策に係る計画等の内容に応じて養成及び活用を図るものとする。」との文言が含まれている。この通知も勘案し、県では、活動の場に応じた肝炎に関するコーディネーターを養成していくため、今年度から医療機関の職員を対象とした「肝炎医療コーディネーター」、職域や行政機関職員を対象とした「肝炎地域コーディネーター」の 2 種類のコーディネーターを設けることとした。

(5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

○ 事務局から資料 5 に基づき肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について説明。

【協議内容】

持田委員 月をまたいで入院した場合は、高額療養費の限度額を超えた月が 2 か月分としてカウントしていいのか。

事務局 例えば 4 月 5 月とまたがって入院した場合で、4 月分が高額療養費に該当し、5 月分も高額療養費に該当するというのであれば、2 か月分となる。4 月分だけ該当し、5 月分は該当しないということであれば、1 か月分のみということになる。あくまでもその月が高額療養費に該当するかどうか、というのが判断基準である。

渡辺委員 対象を広げるためにも、ケースバイケースで柔軟に対応していく必要があるのではないかと。8 月 28 日に肝炎対策推進議員連盟の総会が開かれたが、そこでも「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の対象者はほとんどいないのではないかと話になった。県から厚生労働省にも、もっと対象を広げるよう要望していただきたい。

持田委員 3 か月ごとに肝硬変、肝がんの治療で入院する患者は少なくない。この事業は「過去 1 年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に 3 か月以上の場合に、4 か月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対して公費負担が行われる」というものである。B 型、C 型で 3 か月ごとに入院している患者で高齢のため収入が少ない場合は対象になる。

芦村委員 本事業は対象が狭い等、色々考えるべき点があるが、内容が非常にわかりづらく、説明しづらい事業でもある。対象者や医療機関への周知は、県や市町村の役割であるので、

国にはもう少しわかりやすい制度設計をしてもらう必要があると思っている。渡辺委員のように肝炎事業にご理解のある方であっても、患者会会員に説明するのは難しいと思う。県としても、国に対してわかりやすい制度設計や資料を要望しているところである。

奥山会長 制度がわかりづらいということは、利用しづらいということにもつながる。事務局には、肝炎対策を推進していく立場から、わかりやすい制度設計に向けて、国への働きかけ等をしていってもらいたい。

(5) その他

○ 事務局から平成 30 年度第 1 回肝炎対策協議会で議論となった点について説明。

事務局 ①県職員の肝炎ウイルス検査受検体制について

県職員が加入している地方職員共済組合では、30歳から59歳の職員は、5歳ごとの特定年齢人間ドックを無料で受けられる。特定年齢人間ドックは35の医療機関と契約して実施しており、全ての医療機関においてHCV抗体検査を受けることが可能である。HBV抗原検査についても、34の医療機関で受けることが可能である。ただし、いずれの検査も、標準項目に入れておらず、オプションとして実施している医療機関もある。各年代で約9割の職員が人間ドックを受けているため、かなりの職員が肝炎ウイルス検査を受けていると推測できるが、受検したという自覚がどの程度あるか、またオプションとして選択して受検している割合がどの程度かはわからない。そのため、職員への啓発が必要であると考え、職員の健康管理を行う職員健康支援課と協力して、参考資料③を職員が用いるポータルサイトへの掲載及び職員食堂への掲示を行った。肝炎デーがある7月にこれらの取組を通じて職員への啓発を行ったところである。

また、医療機関に積極的に検査を勧めてもらうようお願いすることも必要だと考えている。引き続き啓発を行っていきたい。

②医師やコーディネーター向けの助成制度等の説明資料の作成について

現在、肝臓病相談センターと協力し、案を作成している。今年度中に利用していただけるよう、作成する予定である。

○ 持田委員から第55回日本肝臓学会総会について説明。

持田委員 平成31年5月30日、31日に京王プラザホテルにて、第55回日本肝臓学会総会を開催する。「メディカルスタッフセッション」として、30日には肝炎医療コーディネーターのセッションを行うが、31日には医療行政のセッションとして、各都道府県のブースを用意し、情報交換を行う予定である。厚生労働省も応援してくれている。埼玉県も、資料等を用意して参加していただけるとありがたい。

また、6月1日にはサテライト企画として、日本産業衛生学会と合同でパネルディスカッションを行う予定である。職域での肝炎ウイルス検診と、仕事と診療の両立支援とい

った内容を討論する。ご興味のある方は参加していただきたい。

○ 渡辺委員から重症化予防推進事業の改善についての提案。

渡辺会長 ①初回精密検査費用助成、定期検査費用助成の申請窓口の拡大や、郵送受付を検討してもらいたい。申請者は高齢者が多いため、郵送での申請や、市町村の窓口での申請ができると大変助かる。

②県独自の定期検査費用助成の取組を検討してもらいたい。例えば佐賀県では、定期検査費用助成の所得制限を撤廃し、上限 5,000 円まで助成している。

今日回答をもらいたいというわけではなく、事務局に検討をお願いしたい。事務局と直接話をしてもよいのだが、患者の声を肝炎対策協議会の場で代弁する必要があると思い、提案をさせてもらった。

奥山会長 それでは、本協議会を終了させていただきたい。長時間にわたり御協議いただき、感謝申し上げます。

それでは、事務局お願いします。

5 閉 会

事務局 ありがとうございました。

以上を持ちまして、埼玉県肝炎対策協議会を閉会とします。

なお、次回の協議会につきましては、2月を予定していますので、どうぞよろしく願いいたします。